

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要項の一部改正について

改正理由：教授会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学における教員養成教育並びに教育支援者養成教育の指導を行う非常勤講師（以下「教員養成実地指導講師」という。）の候補者の選考手続及び選考基準については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）<u>第28条</u>の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第4条 前条の規定により選考された候補者について、<u>当該学系長又は先端教育人材育成推進機構長（以下「学系長等」という。）</u>の承認を得た後、<u>当該学系長等</u>は、学長及び<u>当該教授会</u>に報告するものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この要項は、<u>令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学における教員養成教育並びに教育支援者養成教育の指導を行う非常勤講師（以下「教員養成実地指導講師」という。）の候補者の選考手続及び選考基準については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）<u>第29条</u>の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第4条 前条の規定により選考された候補者について、<u>当該学系長（先端教育人材育成推進機構にあつては総合教育科学系長。以下同じ。）</u>の承認を得た後、<u>当該学系長</u>は、学長及び<u>当該学系の教授会</u>に報告するものとする。</p> <p>〔省略〕</p>